

重要事項説明書

ケアプランサービス（居宅介護支援）

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 事業者

事業者の名称	株式会社ワンフォーワン
事業者の所在地	福岡県福岡市早良区飯倉 2 丁目 11 番 4 号
法人種別	株式会社事業体

2 当事業所

施設の名称	ワンフォーワンケアプランセンター
施設の所在地	福岡県福岡市早良区飯倉 2 丁目 11 番 4 号
管理者名	管理者 菅 弘 之
電話番号	092-845-0141
ファクシミリ番号	092-834-8717

3 事業の目的と運営方針

本事業は、介護保険法に基づく居宅介護支援事業者であり、居宅要介護者等を対象とし、居宅サービス計画の作成を支援し、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的としています。

利用者の人間性、主体性、自立性を尊重し、個々の利用者の多様なニーズに対応した、きめ細かいサービスを利用者の立場にたって提供することを運営の方針としています。

4 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（主な職員の配置状況）

職種	常勤	非常勤	計	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1名		1名	事業所管理等
2. 介護支援専門員(兼務含む)	1名以上		1名以上	ケアプラン作成等

5 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
全職員	8:30～17:30	4週8休

6 24時間連絡体制

担当者 管理者 菅 弘 之
連絡先 092-845-0141
※上記番号より、管理者携帯電話に転送となります

7 営業日

営業日	月、火、水、木、金 (土、日、祝日、年末年始12月30日から1月3日迄を除く)
-----	--

8 利用料金

(1) 利用料

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護報酬の告示上の全額をいったんお支払い下さい。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただくことがあります。御相談ください。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料の支払いが発生した場合は、1か月ごとに計算し、御請求しますので、担当職員にお支払い下さい。

9 サービス内容と流れ

(サービスの内容)

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

- ① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。また、契約者は、複数の指定居宅サービス事業者などを紹介するように求めること、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることも出来ます。

介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ③ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

(居宅サービス計画作成後の便宜の供与)

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(居宅サービス計画の変更)

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(介護保険施設への紹介)

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

10 利用者のサービスの選択に関する重要事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不
適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支
援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員
の指名はできません。

11 秘密の保持について

- (1) 従業者及び従業者であった者は、雇用契約中はもとより、雇用契約が解除された後につ
いても、利用者、その家族等の関係者及び業務上知り得た秘密、情報を保持し、外部へ漏
洩しない。
- (2) サービス担当者会議を開催する際、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、
あらかじめ文章により同意を得、これを行う。

12 苦情の受付について

行政機関その他苦情受付機関

当施設御利用 相談室	窓口担当者 管理者 菅 弘 之 御利用時間 毎日 午前8時30分～午後5時30分 御利用方法 連絡先 電話 092-845-0141
福岡県国民健康保険 団体連合会	窓口担当者 介護保険課 御利用時間 平日 午前8時半～午後5時 御利用方法 連絡先 電話 092-642-7859
福岡市西区役所	福祉・介護保険課 電話 092-895-7066
福岡市早良区役所	福祉・介護保険課 電話 092-833-4352
福岡市城南区役所	福祉・介護保険課 電話 092-833-4102
福岡市中央区役所	福祉・介護保険課 電話 092-718-1102
福岡市南区役所	福祉・介護保険課 電話 092-559-5127
	御利用時間 平日 午前9時～午後5時

私は、本書面に基づいて乙の職員から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(甲) 御利用者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

利用者の家族等

続柄()

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩